

回 答 書

参加者各位 様

件名：地域一体となった観光の利便性向上事業

下記質疑事項について回答いたします。

質 疑	回 答
仕様書 3. 業務内容 (1) 宿泊税に関する調査・分析及び検討支援 意向調査の対象件数の想定等がありますでしょうか。	件数については設定しておりませんが、集計結果が統計的に有意となるよう、適切な件数の回収及び分析を行うことを求めます。
仕様書 3. 業務内容 (3) 地域協議会開催支援 地域協議会の委員構成についてご教示いただけますでしょうか。	地域協議会参加者の構成については、公共交通事業者・観光団体・宿泊事業者・飲食団体・住民代表・行政を中心に20名以内で構成予定です。
第2号様式 企画提案書 提案内容資料は様式自由とありますが、A4縦横についても特に指定はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
第2号様式 企画提案書 提案内容資料のフォントサイズの指定はありますでしょうか。	指定はありません。
法人市民税の納税証明書について 募集要項5イ(エ)において、参加申込時に「既に納期が到来している法人税及び法人市民税の納税証明書（未納のない証明）」の提出が求められています。 当社は東京都特別区内に本店を有する法人であり、特別区においては法人市民税が課されず、これに相当するものが法人都民税として東京都に課されるため、「法人市民税」の名称による納税証明書の交付を受けることができません。 この場合、東京都が発行する納税証明書（法人都民税および法人事業税について未納の税額がないことの証明）をもって代えることは可能でしょうか。また、他に指定の様式・税目がございましたらご教示ください。	お見込みのとおりです。また、他に指定の様式・税目等はありません。
仕様書 p.3 地域協議会開催 について 「会場使用料の取扱については別途協議する」と記載がありますが、今回ご提出する御見積において、会場使用料はどのように扱うのがよいでしょうか。 例えば、一定の額を会場使用料(貴市内の会議室など)として計上するのがよいのでしょうか。	会場使用料が発生した場合は両者で別途協議しますが、基本的には洲本市役所本庁舎内会議室の使用を想定しており、その場合は無償で使用が可能です。

契約保証金について 募集要項3(3)に「契約保証金は契約額の10%以上」とあります。 契約保証金に代えて、履行保証保険契約の締結（保険証券の提出）または金融機関・保証事業会社の保証をもって充てることは可能でしょうか。また、洲本市契約規則等に基づく契約保証金の免除規定の適用余地がある場合は、その要件をご教示ください。	お見込みのとおりです。なお、契約保証金の取扱いについては、以下の洲本市契約規則第25条をご確認ください。 （契約保証金） 第25条 契約の相手方に納付させる契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とし、契約締結と同時に納付させなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。 （1） 契約の相手方が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 （2） 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。 （3） 競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他市長が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 （4） 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。 （5） 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。 （6） 契約金額が200万円以下又は契約期間が30日以内であり、かつ、契約の相手方がその契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 （7） その他一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、市長が特に契約の相手方がその契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるとき。 2 第6条第3項から第5項までの規定は、契約保証金の納付について、これを準用する。この場合において、同条第3項第5号中「銀行等」とあるのは「銀行、別に指定する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社」と読み替えるものとする。
補助金の交付決定と契約の関係について 募集要項2の備考に「補助金交付決定後、契約を締結する」とあります。本業務の履行期間が実質約3か月半であることを踏まえ、次の3点をご教示ください。 (1)当該補助金の交付申請者は貴市でしょうか。貴市以外の団体が申請者となる場合は、本業務の契約主体および指揮命令系統に変更が生じるかどうかをあわせてご教示ください。 (2)交付決定の見込み時期をご教示ください。あわせて、交付決定が想定より遅れた場合、契約締結日および履行期限（令和9年2月5日）はどのように取り扱われますでしょうか。 (3)交付決定に至らなかった場合、または交付決定額が想定を下回った場合、本業務の契約締結および業務内容の取扱いはどのようになりますでしょうか。	補助金の交付決定と契約の関係の質問（1）～（3）の回答は以下のとおりです。 （1）交付申請者は洲本市です。 （2）交付決定の見込み時期については、10月中旬頃を予定しております。また、交付決定が上記見込み時期より遅れた場合においても、契約締結は必ず交付決定以降とし、履行期限（令和9年2月5日）の変更も行いません。 （3）交付決定に至らなかった場合は、契約締結をおこないません。また、交付決定額が想定を下回った場合は、業務内容の調整等を両者で協議し、交付決定額に基づいて業務を発注する予定です。
提案内容資料の項目立てと枚数について 第2号様式には、提案内容資料に「イベント内容や実施体制、広報戦略や実績などについて項目を立てて記載」との記載がありますが、本業務の仕様書にはイベントの実施および広報に関する業務は含まれておらず、また第5号様式の審査表にも実績に関する評価項目は設けられていないものと理解しております。 提案内容資料の項目立ては、仕様書4「提案事項」(1)～(7)および第5号様式の評価項目に沿って構成する形で差し支えないでしょうか。 また、「A4サイズ両面10枚内」とは、用紙10枚・最大20ページと解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

成果品の納品部数・体裁について 仕様書5の成果品(1)～(4)について、印刷製本の要否および納品部数をご教示ください。	仕様書 5. 成果品 (1) ～ (4) について、各項目ごとに整理し、印刷製本したものを正本1部納品いただきます。
事例調査の対象自治体について 仕様書3(1)①において、「宿泊税を導入している自治体及び導入を検討した自治体の事例」を調査し、「洲本市と人口規模や観光特性が類似する自治体を選定し、3自治体程度を対象にヒアリング調査を実施する」とされています。 (1) ヒアリング調査の対象3自治体程度について、「導入している自治体」と「導入を検討した自治体」の内訳に、貴市のご希望はございますでしょうか。また、既に想定されている自治体、優先して調査を希望される自治体がございましたらご教示ください。 (2) 先行自治体へのヒアリングは、現地訪問を想定されていますでしょうか、オンラインによる実施で差し支えないでしょうか。また、貴市職員の同行を想定されていますでしょうか。	事例調査の対象自治体についての質問 (1) ～ (2) の回答は、以下のとおりです。 (1) 特に希望はありません。業務の趣旨や目的に沿って適切に選定してください。 (2) 現地訪問は想定していません。また、ヒアリングのオンラインでの実施についても、差し支えありません。
宿泊者数に関する統計の取扱いについて 本業務では複数の課税方式・税率による税込試算を行うこととされています。 (1) 貴市において、延べ宿泊者数（泊数）を把握されている統計・資料がございましたら、受託者へご提供いただくことは可能でしょうか。 (2) 『新洲本市総合計画（後期基本計画）』第5章の目標指標「宿泊客数」（令和9年度目標680,000人）について、当該指標の出典および定義（兵庫県観光客動態調査によるものか、貴市独自の集計によるものか）をご教示ください。	宿泊者数について、本市独自で調査集計した統計・資料はなく、兵庫県観光客動態調査によるものです。
市内宿泊施設の把握状況と意向調査の実施方法について (1) 現時点で貴市が把握されている市内の宿泊施設数・客室数（可能であれば旅館・ホテル営業／簡易宿所営業／住宅宿泊事業の別、および客室数規模の分布）をご教示いただけますでしょうか。 (2) 仕様書3(1)②の「宿泊事業者等」について、意向調査の対象に、宿泊施設の経営者のほかに含めることを想定されている主体（観光関係団体、旅館の組合等）がございましたらご教示ください。 (3) 調査票の配布方法（貴市からの送付、観光協会・旅館の組合等の団体経由、受託者からの直接送付）について、現時点で想定がございましたらご教示ください。	市内宿泊施設の把握状況と意向調査の実施方法についての質問 (1) ～ (3) の回答は、以下のとおりです。 (1) 本市では把握しておりませんが、兵庫県ホームページの「生活衛生関係営業施設リストの閲覧」や「住宅宿泊事業（民泊）」等のページを確認いただき、ご参照ください。 (2) 特にありません。業務の趣旨や目的に沿って適切に設定してください。 (3) 調査票の配布については、発注業務の一部と考えているため、受託者の責務において実施してください。
住民及び宿泊事業者への説明に係る業務範囲について 仕様書5(2)において成果品を「住民や宿泊事業者等への説明資料として活用できる内容とすること」、仕様書6において「住民及び宿泊事業者等への説明資料としても活用できる内容とすること」とされています。 本業務の範囲は当該説明資料の作成までと解してよろしいでしょうか。契約期間内に住民説明会・事業者説明会等の開催が予定されており、その運営支援が本業務に含まれる場合は、想定される開催回数・規模をご教示ください。	お見込みのとおりです。

洲本ICバス停に関する既存データ等について 仕様書3(2)①のバス停利用者調査について、 (1) 貴市または関係機関において、洲本ICバス停の乗降者数、便数、時間帯別の利用状況等に関する既存の調査結果・統計データを保有されている場合、受託者へご提供いただくことは可能でしょうか。 (2) バス停の上屋・待合スペース、送迎車両の停車スペース、駐車場について、それぞれの管理者（道路管理者・バス事業者・貴市・民間等）をご教示ください。 (3) バス停での利用者調査（乗降者数の計数・利用者への聞き取り）の実施にあたり、道路管理者・バス事業者等への調査協力の依頼は、貴市において行っていただけますでしょうか。	洲本ICバス停に関する既存データ等についての質問（1）～（3）の回答は、以下のとおりです。 (1) 本市では保有しておりません。 (2) バス停の上屋・待合スペースの管理区分については、別紙をご確認ください。また、洲本IC駐車場については、本市が管理しております。送迎車両の停車スペースはありません。 (3) 発注業務の一部と考えているため、受託者の責務において実施してください。
地域協議会の構成・開催時期および経費の負担区分について 仕様書3(3)において、協議会は「地域内の観光事業者、交通事業者等で構成」し、契約期間内に2回程度の開催、参加者は20名以内で貴市が選定するとされています。 (1) 協議会の参加者として、観光事業者・交通事業者のほかに、地域住民（又は地域住民を代表する団体）を含めることを想定されていますでしょうか。 (2) 各回の開催時期について貴市のご想定がございましたらご教示ください（契約締結は令和8年10月中旬～下旬、履行期限は令和9年2月5日と承知しております）。 (3) 仕様書3(3)②に「会場使用料の取扱いについては別途協議する」とございますが、会場使用料のほか、参加者への謝金、参加者の旅費・交通費について、貴市と受託者のいずれのご負担となりますでしょうか。受託者負担となるものがある場合は、見積に計上いたしますので想定額または算定の考え方をご教示ください。	地域協議会の構成・開催時期および経費の負担区分の質問（1）～（3）の回答は、以下のとおりです。 (1) 地域住民代表者の参加を想定しています。 (2) 令和8年11月と令和9年1月の開催を想定しています。 (3) 会場使用料が発生した場合は両者で別途協議しますが、基本的には洲本市役所本庁舎内会議室の使用を想定しており、その場合は無償で利用が可能です。
他の業務で取得される調査データの活用について 本業務の履行期間と重なる時期に、淡路島地域公共交通活性化協議会において「淡路島地域公共交通調査等業務」が実施されており、同業務の特記仕様書には、令和8年度の業務内容として広域人流分析（GPSデータ等の活用）及び交通データ（GTFS、ICカード、OD、タクシードロブ）の統合が示されております。 (1) 同業務において取得・分析されるデータ及び成果を、本業務で活用することは可能でしょうか。可能な場合、ご提供いただける時期と範囲をご教示ください。 (2) 本業務と同業務との役割分担について、貴市のお考えがございましたらご教示ください。 (3) このほか、貴市または関係機関において、洲本IC周辺の人流データ等を保有、あるいは今年度中に取得される予定はございますでしょうか。	「淡路島地域公共交通調査等業務」で取得・分析したデータの活用についての質問（1）～（3）の回答は、以下のとおりです。 (1) 淡路島地域公共交通調査等業務の特記仕様書に記載の工程表は、あくまでも3か年の想定工程表であり、発注者・受託者間の協議によっては項目・内容の変更もあり得ることから、提供時期や範囲について現時点ではお示しできる状況にありません。 (2) 特にありません。 (3) 特にありません。

別紙 洲本 IC 周辺の管理区域について



詳細

